

公立学校プールに係る下水道使用料の還付及び追加請求について

平成 29 年 11 月 27 日

上下水道局

1 概要

上下水道局では、過去に下水道接続状況調査において、公共下水道に接続されているにもかかわらず下水道使用料が適切に賦課されていない案件が判明したことから、平成 26 年度から市等が所管する公共施設を対象に同様の調査を実施してきたところであり、平成 26 年度中にほぼ調査が終了しておりますが、プール施設については、給排水管の複雑な接続方法等の確認に時間を要することから、これまで継続して調査を行ってまいりました。

今回、公共下水道に汚水を排出しているにもかかわらず下水道使用料が適切に賦課されていないプール施設があることが判明したほか、本来、下水道使用料が賦課とならない雨水系に放流されるプールの排水に下水道使用料を賦課していた施設があることも判明しましたので、その結果及び対応について報告します。

2 対象施設及び下水道使用料額等

(1) 対象施設	追加請求となる施設	市立厨川小学校, 市立大新小学校, 市立繫小中学校, 県立杜陵学園, 市立黒石野中学校, 市立城東中学校, 市立城北小学校, 市立好摩小学校	計 8 施設
	還付となる施設	市立山王小学校, 市立青山小学校, 市立河北小学校, 市立北松園小学校, 市立上田小学校	計 5 施設

(2) 追加請求分下水道使用料	請求額	2,610,589 円
	時効成立額	1,865,006 円

(3) 還付分下水道使用料	総額	6,334,870 円 (内訳 還付額 5,943,770 円, 還付加算金 391,100 円)
	時効成立額	7,751,285 円

3 原因等

公共下水道の使用にあたっては、下水道使用者が上下水道事業管理者に対して、「排水設備等工事完了届」及び「下水道使用開始届」を提出する必要があります。(市下水道条例第 10 条, 同条例施行規程第 13 条)

これらの届の処理について、「下水道使用開始届」を受理した際に組織統合前の下水道部と水道部との連携不備による事務処理漏れや「排水設備等工事完了届」のみ提出されていた事案及び「下水道使用開始届」の内容に不備があったものについて、内容の精査が不十分なまま申請に基づき事務処理を行ったことが原因であります。

なお、一連の問題に対する再発防止策として、平成 25 年 4 月から「排水設備等工事完了届」及び「下水道使用開始届」の様式を 1 枚に統一するとともに、上下水道局内での連携を図り、届出の内容精査に努めております。

4 対応について

対象施設を所管する盛岡市教育委員会並びに県立杜陵学園に対し、これまでの経緯を説明し、追加請求が必要となった下水道使用料の納付をお願いしております。また、納め過ぎとなった下水道使用料については、還付の決定を行ない、盛岡市教育委員会へ既に通知を行なったところです。

今後は、関係部等との連携や情報の共有を図り、各種届出に遺漏がないよう事務処理を行ってまいります。